



# 鳥取県公報

平成15年4月11日(金)  
第7474号

毎週火・金曜日発行

## 目次

告示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (240) (協働推進室) .....	1
	生活保護法による医療機関の指定 (241) (福祉保健課) .....	2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (242) (＼) .....	2
	生活保護法による診療所の休止の届出 (243) (＼) .....	2
	特定計量器の定期検査の実施 (244) (経済交流課) .....	2
	土地改良法による換地計画の決定 (245) (耕地課) .....	3
調達公告	一般競争入札の実施 (出納課) .....	3
雑報	危険物取扱者試験の実施 (消防課) .....	6

## 告示

### 鳥取県告示第240号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年6月2日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成15年4月11日

鳥取県知事 片山善博

1 申請のあった年月日

平成15年4月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本空手アカデミー

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

小原 隆

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市浜坂六丁目3-1-80

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県内外の青少年から高齢者に対して、武道振興及び武道教育に関する事業を行い、多世代の交流を通して人材育成を行うと共に地域の公益に寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第241号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年4月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
田中医院	米子市錦町一丁目76	平成15年1月1日
医療法人いわさわ医院	鳥取市若葉台南六丁目23 - 26	平成15年3月1日
医療法人八幡歯科医院	鳥取市雲山225 - 2	〃

**鳥取県告示第242号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年4月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
田中医院	米子市錦町一丁目5	平成13年11月30日
いわさわ医院	鳥取市若葉台南六丁目23 - 26	平成15年2月28日

**鳥取県告示第243号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年4月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	休止年月日
医療法人社団清仁会野坂医院巖分院	米子市蚊屋281 - 2	平成15年1月1日

**鳥取県告示第244号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年4月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
境港市	平成15年5月13日(火)	午前10時から 午後3時まで	境港市湊町1 境港市境公民館
"	平成15年5月14日(水)	午前10時から 正午まで	境港市外江町2062-1 境港市外江公民館
"	"	午後1時から 午後3時まで	境港市渡町1356-1 境港市渡公民館
"	平成15年5月15日(木)	"	境港市上道町3000 境港市保健相談センター
"	平成15年5月16日(金)	午前10時から 正午まで	境港市竹内町393-2 境港市余子公民館
"	"	午後1時から 午後3時まで	境港市財ノ木町668 境港市中浜公民館
"	平成15年5月26日(月)	午後1時から 午後3時まで	米子市夜見町3001-6 鳥取県産業技術センター機械素材研究所
"	平成15年6月2日(月)から同月30日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済交流課計量係

**鳥取県告示第245号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る中北条地区(第5工区)の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年4月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間  
平成15年4月11日から20日間
- 縦覧に供する場所  
北条町役場
- 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**調 達 公 告**

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年4月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

空港用化学消防車 (12,500リットル級) 一台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成16年11月30日 (火)

(4) 納入場所

鳥取市湖山町西四丁目110 - 5 鳥取県鳥取空港管理事務所

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第76号 (物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が車両に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成15年4月25日 (金) 午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成15年4月11日 (金) から同年5月23日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱 (平成7年7月17日付第157号) 第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

#### 3 契約担当部局

鳥取県出納局出納課

#### 4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納課用度係

電話 0857 - 26 - 7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成15年4月21日 (月) 午後1時30分

鳥取県出納局入札室 (鳥取県庁本庁舎1階)

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年5月23日(金)午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)  
鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成15年5月14日(水)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : The 12,500 liter class chemical fire engine for airports
- (2) May 14, 2003 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) May 23, 2003 1 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders  
May 23, 2003 Noon : Time - limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7432

---

雑 報

---

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成15年4月11日

財団法人消防試験研究センター理事長 大 井 久 幸

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日	時
甲種危険物取扱者試験	平成15年6月22日（日）	午後1時15分から
乙種危険物取扱者試験	"	
丙種危険物取扱者試験	平成15年6月22日（日）	午前10時15分から

2 試験の場所

鳥取環境大学第17講義室	鳥取市若葉台北1-1-1
鳥取環境大学第30講義室	"
倉吉体育文化会館大研修室	倉吉市山根529-1
倉吉体育文化会館中研修室	"
米子職業能力開発促進センター大教室	米子市古豊千520
米子コンベンションセンター第6会議室	米子市末広町74
米子コンベンションセンター第7会議室	"

3 受験願書の受付期間

平成15年4月16日（水）から同月30日（水）まで（郵送による場合は、平成15年4月30日（水）までの消印のあるもの限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所4階  
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあつては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあつては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県消防課、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。
- (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857-20-3669）に照会すること。